

第2次たかはま自殺対策計画策定業務委託に係る評価基準

	区分	評価項目	評価のポイント	配点
1	基本的な考え方	自殺対策計画への理解	自殺対策計画の法的根拠や計画の特徴、社会的背景など基礎的知識があるか。	15
		現状の把握状況	高浜市の地域性、特性、健康についての特徴を踏まえているか。また分析しているか。	
2	企画のポイント	策定ポイントの提案	策定にあたって、計画の特性を踏まえたポイントの提案か。	15
			高浜市の現状と特性を踏まえた具体的な提案か。	
3	計画策定	策定スケジュール	アンケートの作成から計画書等の作成までのスケジュールは適正かつ無理のないものとなっているか。	45
		アンケート調査	高浜市の現状と特性を踏まえた設問案となっているか。設問設計の根拠、分析の視点など。	
			適切なニーズ、課題把握を行うための調査、集計、分析手法となっているか。	
		計画書の整合性・役割分担	第三次健康日本21計画、第3期健康日本21あいち計画や全計画との整合性が図られた提案となっているか。	
		計画書の構成	策定に係るポイント等、分かりやすい構成提案がされているか。	
		運営支援体制	業務実施にあたって十分な人員配置及び組織体制が提案されているか。	
予定されている主たる担当者の経験、能力は充分か。				
4	プレゼンテーション、ヒアリング	担当者の実績	提案書の内容を補完し、説明は分かりやすく、論理的な説得力を有しているか。質問に対する受け答えは適切か。	15
			会社の特色を活かした独自の提案がなされており、かつ、本市にとって魅力的な提案であるか。	
5	実績	過去の実績	過去5年間において県内市町村の発注する本計画策定に関する実績について	5
6	見積額	適正価格	見積価格順位と最低価格者との価格差を勘案し、評価点を算出。 1位(最低見積額)を5点とし、2位以下については、次の式により算出することとします。(1位の見積額 / 当該見積事業者額) × 5点	5